

平成29年7月28日

まちづくり委員会資料

平間駅周辺自転車等放置禁止区域の指定に伴う
パブリックコメントの実施について

建設緑政局

平間駅周辺自転車等放置禁止区域の指定の概要

本市では、公共の場所における自転車の放置による危険又は障害を除去することにより、歩行者等の通行の安全と円滑及び緊急活動の場の確保を図るため、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、現在、市内45駅において、駅周辺の公共の場所を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車対策を実施しております。

これまで平間駅周辺については、必要な駐輪場が確保されていない状況から放置禁止区域が未指定となっており、道路上の自転車等の放置対策として、誘導員などによる啓発活動を進めてきましたが、今回、新たに駐輪場を整備し、平成29年11月1日に平間駅周辺を放置禁止区域に指定する予定です。

1 指定の経過

平成29年6月12日 中原区自転車等駐車対策推進協議会において承認

平成29年6月16日 幸区自転車等駐車対策推進協議会において承認

※区自転車等駐車対策推進協議会：地元町会、警察、鉄道事業者、各関係団体等で構成され、放置禁止区域に関する事項等について調査・審議を行う。

2 指定の箇所 平間駅周辺（別図参照）

3 指定の予定日 平成29年11月1日

4 平間駅周辺における自転車利用等の状況

（川崎市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査〔平成28年度・平日16時台〕）

駐輪場利用台数	486台
放置自転車等台数	302台
計	788台

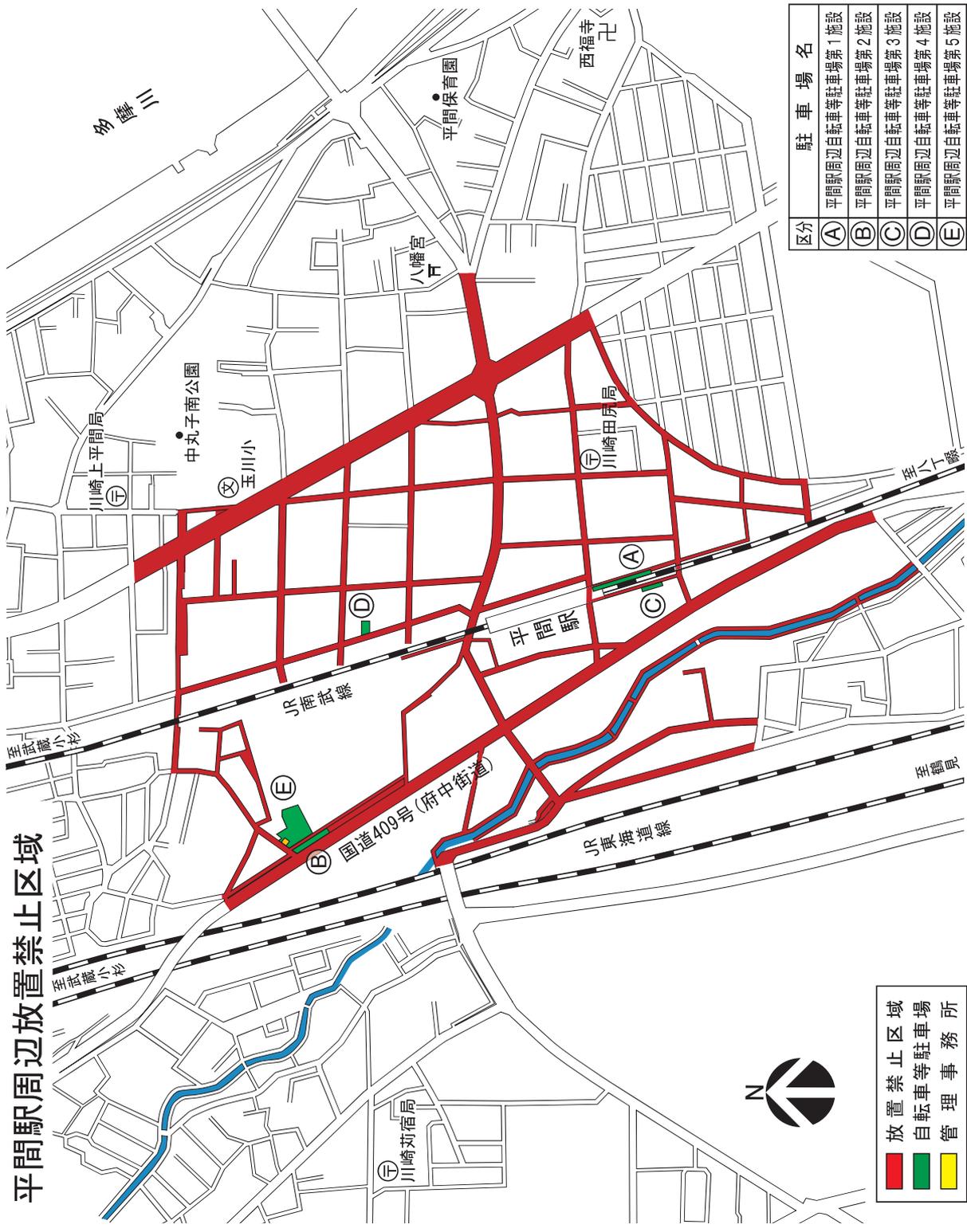
5 今後のスケジュール（予定）

平成29年7月28日 意見募集（パブリックコメント手続）の実施
～8月27日

平成29年10月中 放置禁止区域の指定の告示

平成29年11月1日 放置禁止区域の指定

平間駅周辺放置禁止区域



区分	駐車場名
(A)	平間駅周辺自転車等駐車場第1施設
(B)	平間駅周辺自転車等駐車場第2施設
(C)	平間駅周辺自転車等駐車場第3施設
(D)	平間駅周辺自転車等駐車場第4施設
(E)	平間駅周辺自転車等駐車場第5施設

■	放置禁止区域
■	自転車等駐車場
■	管理事務所



平間駅周辺自転車等放置禁止区域の指定について御意見をお寄せください

駅周辺における放置自転車は歩行者や車両の通行の障害となり、救急・緊急活動に支障をきたし、また、まちの美観を損ねるなど様々な弊害となっています。

このため本市では川崎市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、これまで45駅周辺について自転車等放置禁止区域の指定を行ってきましたが、今回、平間駅周辺を新たに指定するため（平成29年11月1日付け指定予定）、別紙放置禁止区域案について市民その他関係者の皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成29年7月28日（金）から平成29年8月27日（日）まで

※郵送の場合は、平成29年8月27日（日）消印まで有効です。

2 意見書の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

（1）電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント専用ページ」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用下さい。

（2）ファクシミリ

FAX番号：044（200）3979（川崎市建設緑政局自転車対策室宛）

（3）郵送先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク20階
川崎市建設緑政局自転車対策室

（4）持参先

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク20階
川崎市建設緑政局自転車対策室

《注意事項》

- ・ 御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭での御意見の提出は御遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）
建設緑政局自転車対策室、川崎市ホームページ

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局自転車対策室

電話 044-200-2303 FAX 番号 044-200-3979

E-mail: 53ziten@city.kawasaki.jp

「川崎市自転車等の放置防止に関する条例（抜粋）」

第2章 自転車等放置禁止区域等

（放置禁止区域の指定）

第7条 市長は、公共の場所であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある区域を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定するときは、当該指定する区域内に規則で定める事項を記載した立看板等をあらかじめ掲示する。
- 4 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示する。

（放置禁止区域の指定の変更等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により放置禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

（放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止）

第9条 自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

（放置禁止区域内の放置自転車等の撤去等）

第10条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場又は放置禁止区域以外の場所に移動するよう命ずることができる。

- 2 市長は、自転車等の利用者等が前項の規定による命令に従わないとき、又は放置禁止区域内において自転車等が放置され、かつ、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者等がいないと認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。